

○厚生労働省告示第二百二十三号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条第二項の規定に基づき、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第四十八条第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬を次のように定める。

令和二年五月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第四十八条第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬

1 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十八条第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）以下この項において「準用感染症法」という。）第四十一条第二項の規定による診療報酬は、当該臨時の医療施設が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関でないときは、当該特定都道府県知事が当該医療（準用感染症法第三十七条第一項各号に掲げる医療に係る部分に限る。）に要した費用により算定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省健康局長が定める。